

(1) 電気事業者による農地転用の調整

昭和 45 年 9 月 22 日
45 公 局 第 520 号

電気事業者 各位

通商産業省公益事業局長

電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用の取り扱いについて

上記の件について昭和 45 年 9 月 1 日をもって農地法施行規則の一部が別添のとおり改正され、(施行は同年 10 月 1 日)電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置にかかる農地法第 4 条および第 5 条の農地転用の許可は要しないこととなった。

この改正は、電気事業者と農林大臣または都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を充分に行うよう当局が電気事業者を指導監督することを前提としてなされたものであるので、特に送電用の電気工作物に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

記

- 1 電気事業者は、送電用の電気工作物の設置にかかる用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県農地担当部局長又は 2 ヘクタールをこえる農地を当該事業計画地に含む場合にあっては都道府県農地担当部局長および地方農政局長に説明を行い、送電用の電気工作物の設置と土地改良事業等農業関係公共事業および農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 電気事業者は送電用の電気工作物の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 送電線架設に際し、架設用装置(ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ウインチ、電動機付ウインチおよびワイヤー捲取機)を設置するため農地転用を行った場合には、送電線架設後速やかに当該敷地を原状に復帰させること。

(別紙)

事業計画書

年 月 日
電気事業者名

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の概要

4 計画地の概要

- (1) 所在 (送電線路にあっては経過する市町村名を記載)
- (2) 面積 (概数)

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ヘク ター	ヘク ター	ヘク ター	ヘク ター	ヘク ター	ヘク ター

5 計画に関する農業関係公共事業 (事業ごとに記載)

- (1) 事業主体
- (2) 施行面積
- (3) 事業の種類
- (4) 施行の時期
- (5) 計画地に関する面積
- (6) 計画地に関する施設の種類、数量
- (7) その他 (開拓事業の場合にあっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡し及び成功
検査年月日)

6 調整措置

- (1) 農業施設との調整措置
- (2) 受益面積減による調整措置
- (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
- (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

7 添付図

- (1) 事業概要図
- (2) 農業関係公共事業区域図 (計画地との関係を明示)

(2) 認定電気通信事業者による農地転用の調整

総基事第228号
令和2年11月13日
事務連絡

各総合通信局情報通信部電気通信事業課長 殿
沖縄総合通信事務所情報通信課長 殿

総合通信基盤局電気通信事業部
事業政策課企画係長

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件については、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」（平成16年6月2日事務連絡）に基づき、電気通信事業法（昭和59年法律86号）第117条第1項の規定に基づく認定を受けた者に対し周知徹底を図ってきたところです。

今般、令和2年地方分権改革に関する提案募集において、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用に関する都道府県知事等に対する調整を一定の場合には不要とすることについて提案があり、農地転用許可権者である都道府県知事等において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、農業上の土地利用に支障が生じるおそれがないと判断されるものについてこれを不要とする運用が可能であるという整理が行われたところです。

今後は、別添「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」を、当該認定を受けた者に対し交付の上、周知徹底を図るようよろしく取り計らい願います。

別添

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件について、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供する場合に係る農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の農地転用許可は要しないこととされている。

これは、認定電気通信事業者と都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うよう当局が認定電気通信事業者を指導監督することを前提としたものであるため、特に中継施設に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

なお、都道府県知事等において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、農業上の土地利用に支障が生じるおそれがないと判断されるものについては、当該調整は不要である。都道府県知事等が定めるルール等について不明な点がある場合には、都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）の農地担当部局に問い合わせること。

記

- 1 認定電気通信事業者は、中継施設の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県等の農地担当部局長に説明を行い、中継施設の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 認定電気通信事業者は中継施設の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第16号及び第53条第14号において使用する用語は、次のとおりであること。
 - (1) 「有線電気通信のための線路」とは、「送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。）」であって、具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいう。
 - (2) 「空中線系（その支持物を含む。）」とは、「電波を放射し、又は吸収するため空中に張った導線及びこれに係る機器（その支持物を含む。）」であって、具体的には無線鉄塔等の工作物をいう。
 - (3) 「中継施設」とは、「中継装置、送受信装置その他の装置により電気信号の増幅、切替えを行う施設」であって、具体的には電話中継所、無線中継所等の施設をいう。
- 4 したがって、交換施設、事務用社屋、訓練施設、研究施設、社員住宅、厚生施設等は、3の(1)から(3)までの許可除外対象施設には含まれないので、これらの施設を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。

(別紙)

事業計画書

年 月 日
認定電気通信事業者名

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の概要

4 計画地の概要

- (1) 所在（線路にあつては経過する市町村名を記載）
- (2) 面積（概数）

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ヘク タール	ヘク タール	ヘク タール	ヘク タール	ヘク タール	ヘク タール

5 計画に関する農業関係公共事業（事業ごとに記載）

- (1) 事業主体
- (2) 施行面積
- (3) 事業の種類
- (4) 施行の時期
- (5) 計画地に関する面積
- (6) 計画地に関する施設の種類、数量
- (7) その他

6 調整措置

- (1) 農業施設との調整措置
- (2) 受益面積減による調整措置
- (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置

7 添付図

- (1) 事業概要図
- (2) 農業関係公共事業区域図（計画地との関係を明示）

(3) 施設園芸用地等の取扱いについて

平成14年4月1日
13経営第6953号
農林水産省経営局構造改善課長通知

神奈川県環境農政部長から照会があり、下記のとおり回答したので、お知らせします。

記

- 1 農地に形質変更を加えず、棚、農作物の栽培用資材等を設置して農作物の栽培を行っている土地（別紙1参照）
農地に形質変更を加えず、棚の設置やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態を保ったままで、その棚やシートの上で農作物を栽培している土地は、引き続き農地法上の農地として取り扱って差し支えない。
なお、農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない。（ただし、2に該当するものを除く。）
- 2 その農地の農作物の栽培のために設置することが必要不可欠な通路等の用地（別紙2参照）
その農地の農作物の栽培のため、その農地に通路、進入路、機械・設備等を設置している用地部分は、当該部分が農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められるものでないときは、当該部分も含めて全体を農地法上の農地として取り扱って差し支えない。

(別紙1)

1 農地にあたるもの

説 明	概 念 図
<p>(例)</p> <p>ア 温室等を建築した場合でも、その敷地を直接耕作の目的に利用し、農作物を栽培している場合</p> <p>イ ビニール等比較的簡易な資材を敷設し、砂、礫等を入れて礫耕栽培等を行っている場合のように、土地と一体をなすとみられるような状態で農作物を栽培している場合</p> <p>ウ 農地の形質変更行為を行わずに、鉢、ビニールポット、水耕栽培等を行う場合（簡易な棚の設置、シート等の敷設等を行って栽培を行う場合を含む。）</p>	

(別紙2)

1 その農地の農作物の栽培のために必要不可欠な通路等
(全体を農地として取り扱うもの)

説 明	概 念 図
<p>(例)</p> <p>ア その農地における農作業上必要な舗装された通路及び進入路</p> <p>イ その農地における農作物の栽培に用いる堆肥・養土の置き場</p> <p>ウ 温室等における農作物の栽培のために通常必要不可欠な機材・設備の設置場所</p> <p>注：当該部分がその農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象とならないもの</p>	<p>The diagram illustrates a farm layout with several key components:</p> <ul style="list-style-type: none"> Greenhouses (温室等): Three rectangular plots, each containing yellow plant icons, arranged in two rows. Paved Paths (舗装通路): Vertical paths between the greenhouse plots and a horizontal path running across the middle of the farm. Field Boundary (農地界): Indicated by arrows on the right side of the plot. Fertilizer and Soil Storage (堆肥・養土置き場): A circular area with a dotted pattern on the right side. Equipment (機材・設備): Located at the bottom of the plot, including: <ul style="list-style-type: none"> 液肥調整用タンク (Liquid fertilizer adjustment tank) 加温設備 (Heating equipment) 重油タンク (Heavy oil tank) Access Road (進入路): A rectangular area at the bottom center of the plot. Main Road (道路): A wide, dotted area at the very bottom of the diagram.

2 農地と認められない部分を含む場合

説 明	概 念 図
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地と認められない部分 <p>ア その農地における農作物の栽培に通常必要と認められる規模を超える機材・設備の用地</p> <p>イ 事務所、倉庫、直売所等農作物の栽培に通常必要不可欠といえないもの</p> <p>ウ これらに附帯する土地</p> <p>注：これらの部分は、その農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる。</p>	<p>The diagram shows a rectangular farm plot. The top portion is a large field containing a 4x3 grid of yellow plant icons. To the right of this field is a vertical strip labeled '温室等' (Greenhouse, etc.) with an arrow pointing to it. Below the field is a shaded area divided into three sections: '倉庫' (Warehouse) on the left, '事務所' (Office) in the middle, and '直売所' (Direct sales) on the right. Below these three sections is a shaded area labeled '駐車場' (Parking lot). To the right of the entire farm plot is a vertical road labeled '道路' (Road). Below the parking lot and road is another shaded area labeled '重油タンク' (Heavy oil tank), which contains several circular icons representing tanks.</p>

「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）」の運用の明確化について

農地に通路、進入路等を設置している用地部分の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）上の取扱いについては、別添「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）」（平成 14 年 4 月 1 日付け 13 経営第 6953 号経営局構造改善課長通知。以下「通知」という。）により明確化したところですが、当該通知や 2 アール未満の農地に農業用施設を設置する場合における農地転用許可制度の運用においては、

- ① 温室に通路からの進入路を設置し、その用地部分をコンクリートで舗装した事例において、当該進入路が農作物の栽培に必要不可欠なものであり、かつ、その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められないものであっても、コンクリート張りであることをもって、進入路の用地部分を一律に農地として取り扱わない（農地転用として取り扱う）、
- ② 農地に駐車場、トイレ、更衣室等を設置する場合において、当該施設が耕作の事業に必要不可欠なものであり、かつ、2 アール未満の農地を転用して設置されるものであっても、一律に農地転用許可を求めている。

といった事例が見受けられました。

このような取扱いは適切ではないことから、通知の運用に当たって、下記の点に留意するよう周知願います。

記

1 農地に附帯設備を設置した土地の全体を農地法上の農地として取り扱う場合の留意点（通知の記の 2）

農地にコンクリート等で舗装した通路、進入路、機械・設備等を設置する場合であっても、

- ① 当該用地部分が、当該農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、
 - ② その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められるものでないか
- により、当該用地部分も含めた土地全体を農地法上の農地として取り扱うか否かの判断を行うことが適当であること。

なお、当該用地部分を農地として取り扱うか否かの判断において、コンクリート等で舗装したことをもって、一律に農地として取り扱わないと判断することは適切でないこと。

2 農地転用に該当するが農地転用許可を要しない場合の留意点

農地転用許可制度上、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作又は養畜の事業のための農業用施設（農業生産活動に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等に限る。）の用に供する場合であって、当該農業用施設の規模が 2 アール未満であるときには、農地転用の許可を要しないこととしている。

この場合において、駐車場、トイレ、更衣室、事務所等であって耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものについても、その規模が 2 アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれることを、「「農地法の運用について」の制定について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号経営局長・農村振興局長通知）の一部改正（平成 30 年 11 月 20 日から適用）により明確化したことから、その取扱いに留意すること。

(4) 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

27農振第2442号
平成28年3月31日

三重県知事 殿

農林水産省農村振興局長

太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととし、平成28年4月1日に施行することとしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

また、再生可能エネルギー発電設備の設置については、①第2種農地（周辺の他の土地を供することにより申請に係る事業の目的を達成することができない場合に限る。）又は第3種農地（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1の(1)のオ及びカの第2種農地又は第2の1の(1)のエの第3種農地をいう。以下同じ。）において設置する場合には、当該設備の設置主体によらず、農地法（昭和27年法律第229号）の規定による農地転用許可を受けて設置が可能であること、②荒廃農地のうち、運用通知第4の(1)及び(2)のアの規定に基づき農業委員会が農地に該当しないと判断した土地は、農地法の規制の対象外となるため、当該土地に設置する場合には、農地法の規定による農地転用許可は要しないこととなることから、これらの取扱いについても留意しつつ、制度のより一層の適切な運用をお願いいたします。

併せて、「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて（平成24年3月28日付け23農振第2508号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止します。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知をお願いいたします。

記

1 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

(1) 農地の法面又は畦畔（以下「法面等」という。）は、作付けを行う田面又は畑面（以下「本地」という。）の機能の維持及び管理にとって必要なものであるため、本地と一体的に農地として取り扱っているところである。

したがって、法面等に太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備等をいう。以下同じ。）を設置する場合には、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。

この場合の太陽光発電設備の設置については、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないようにする必要があること等から、一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。

(2) 許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）は、一時転用許可を行う場

合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。）及び運用通知の定めによるもののほか、次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が 3 年以内の期間であること。

イ 簡易な構造で容易に撤去できる太陽光発電設備として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

ウ 太陽光発電設備が、本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能に支障を及ぼさない設計となっていること。

エ 太陽光発電設備の設置による農業用機械の農地への出入りの支障、日照や通風の制限又は土砂の流失、設置後の太陽光発電設備のメンテナンスによる営農への支障等周辺の農地（当該農地の本地及び隣接する農地をいう。以下同じ。）に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められること。

オ 位置等からみて、申請に係る法面等の周辺の農地以外の土地に太陽光発電設備を設置することができないと認められ、また、周辺の農地の効率的な利用等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと

カ 太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

キ 事業計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること。

2 転用期間が満了する場合に、あらためて 1 の(2)の確認を行い、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における法面等及び周辺の農地の状況を十分勘案し、総合的に判断するものとする。

3 一時転用許可の条件等

(1) 法面等への太陽光発電設備の設置に係る一時転用許可は、農地法第 4 条第 7 項又は第 5 条第 3 項において準用する農地法第 3 条第 5 項の規定に基づき、処理基準及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「処理要領」という。）の定めによるもののほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能が確保され、太陽光発電設備がこれを前提として設置及び利用されること。

イ 法面等の状況を、毎年報告すること。

ウ 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合若しくは生ずるおそれがあると見込まれる場合、太陽光発電設備を改築する場合又は太陽光発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。

オ 太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、当該太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

(2) 太陽光発電設備について、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に基づき許可書を申請者に交付するときは、その許可書に下記の注意事項を記載するものとする。

[注意事項]

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないとき又は許可条件に違反したときは、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命じることが

あります。

4 許可申請

太陽光発電設備について、転用許可を申請する場合には、処理要領の定めによるほか、次に掲げる書類を申請書に添付するものとする。

- (1) 太陽光発電設備の設計図
- (2) 本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書
- (3) 太陽光発電設備を設置する者と法面等の所有者等が異なる場合には、太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

5 報告

- (1) 太陽光発電設備の法面等への設置について、転用許可を受けた者は、法面等の状況を許可を受けた日が属する年の翌年以降、毎年2月末日までに許可権者に報告するものとする。
- (2) 許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告する。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめの上、農村振興局長に報告する。農村振興局長は、報告があった事項を取りまとめの上、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、都道府県知事及び指定市町村の長と情報共有が必要な事項について、これら関係機関に対して情報提供を行う。

6 許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び許可権者による指導

- (1) 許可権者は、処理要領4の6の(3)により、農地転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする。
- (2) 許可権者は、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 許可権者は、太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合及び(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、転用許可を受けた者に対して、太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

7 その他

- (1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に太陽光発電設備の設置に係る法面等及び周辺の農地の状況について定期的に確認し、周辺の農地の営農の適切な確保を図るために必要な指導を行うとともに、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、許可権者に報告する。
- (2) 太陽光発電設備の設置については、農閑期に行うことが望ましい。
- (3) 法面等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の一部が本地の上部空間に及ぶ場合又は当該太陽光発電設備の日影が本地に及ぶ場合には、下部の農地における営農の適切な継続の確保について、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備についての農地転用許可制度上の取扱いについて」に基づき判断するものとする。

(5) 営農型発電設備の農地転用許可について

制定 平成 30 年 5 月 15 日 30 農振第 78 号
改正 令和 3 年 3 月 31 日 2 農振第 3854 号
改正 令和 3 年 6 月 14 日 3 農振第 714 号
改正 令和 4 年 3 月 31 日 3 農振第 2887 号

各地方農政局長
各都道府県知事
内閣府沖縄総合事務局長
一般社団法人全国農業会議所会長 } 殿

農林水産省農村振興局長

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用
許可制度上の取扱いについて

農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いについては、これまで、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る観点から、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 31 日付け 24 農振第 2657 号農林水産省農村振興局長通知）等によりその内容を定め、当該設備の下部の農地における営農に支障を与えないこと等の確保を図ってきたところである。これまでの当該設備が設置された事例においては、荒廃農地の再生利用や担い手の経営改善に資するものが見られた一方で、当該設備の下部の農地での農業生産が適切に行われていなかった事例等も見られたが、農地転用許可権者等の改善指導により改善されたところである。

このため、今後の取扱いについては、太陽光発電設備の下部の農地における適切な営農の継続を図るとともに、担い手の所得向上を通じた農業経営の発展を推進するため、次の各通知によるほか、下記事項にご留意の上、制度の適切かつ円滑な運用をお願いする。

- 農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 機改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知）
- 「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
- 農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

なお、本通知の施行に伴い、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 31 日付け 24 農振第 2657 号農林水産省農村振興局長通知）は廃止する。

記

1 一時転用許可

農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。以下同じ。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可が必要となる。

この場合の発電設備（以下「営農型発電設備」という。）については、当該設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、

一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。

2 一時転用許可の手続

(1) 許可申請に要する書類

営農型発電設備を設置する目的で支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第7号又は第57条の4第2項第5号の書類として、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付する。

ア 営農型発電設備の設計図

イ 下部の農地における営農計画書

ウ 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの書類

(ア) 下部の農地で栽培する農作物の収穫量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等）

(イ) 必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書

(ウ) 先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例

エ 営農型発電設備を設置する者（以下「設置者」という。）と下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

(2) 農地転用許可権者の確認事項

農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）は、一時転用許可を行う場合には、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱を立てるものであること。

イ 簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実に認められること。

a 営農が行われない場合

b 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（荒廃農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）

c 下部の農地の全部又は一部が法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合（荒廃農地を再生利用する場合に限る。）

d 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合

エ パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立って農作業を行うことができる高さ（最低地上高おおむね2メートル以上））を確保していると認められること。

ただし、農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、当該設備等の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備等の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最

低地上高おおむね2メートルに達しなくても差し支えないこと。

オ 位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

a 農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。

カ 支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

キ 事業計画において、発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること。

ク 当該申請に係る事業者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

(3) 一時転用許可に付ける条件

営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第4条第7項又は第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。

イ 下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。

ウ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。

オ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

3 一時転用許可期間中の農作物の生産に係る状況の報告

(1) 営農型発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、下部の農地における農作物の生産に係る状況として、次に掲げる事項を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする。

この場合において、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、農業委員会等）の確認を受けるものとする。

ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況

イ 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況。

(2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告する。この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るために都道府県知事にその写しを送付する。

イ 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告する。

ウ 農村振興局長は、報告された内容を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び農地転用許可権者との間で情報共有が必要な事項について、これらの関係機関に対して情報提供する。

4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導

- (1) 農地転用許可権者は、3の報告又は事務処理要領の第4の6の(3)の方法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする。
- (2) 農地転用許可権者は、3の報告により営農の適切な継続が確保されなくなった場合又はこれが確保されないと見込まれる場合には、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型発電設備による発電事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、営農型発電設備を撤去するよう指導するものとする。
- (4) 農地転用許可権者は、(1)から(3)までの事務を的確に行うため、営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする。

5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

6 その他

- (1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告する。
また、農業委員会は、荒廃農地を再生利用する場合であっても、法第30条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第32条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認めるときは、速やかに農地転用許可権者に報告する。
- (2) 営農型発電設備は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置については農閑期に行うことが望ましい。
また、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等を行うことがないようにすることが望ましい。
- (3) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための法第3条第1項の許可を受けることが必要である。この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする。

別表

区 分	期 間
<p>(1) 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）の第 3 の 2 の（1）に掲げる次の者をいう。 ア 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農</p>	<p>10 年以内</p>
<p>(2) 荒廃農地（運用通知第 3 の 1 の (3) のア又はウに該当すると判定された遊休農地等をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（次のア又はイに掲げる場合を含む。） ア 既に一時転用許可を受けている場合において、当該許可のうち最初のものを受ける前に荒廃農地であった場合 イ 同一の事業につき荒廃農地と荒廃農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、荒廃農地の面積が過半を占めており、荒廃農地と荒廃農地以外の農地とが連坦し、これらが一団のまとまりを有する場合</p>	
<p>(3) 第 2 種農地（運用通知第 2 の 1 の (1) のオ又はカの第 2 種農地をいう。）又は第 3 種農地（運用通知第 2 の 1 の (1) のエの第 3 種農地をいう。）を利用する場合</p>	
<p>(4) (1) から (3) まで以外の場合</p>	<p>3 年以内</p>

(6) 農地転用許可における集落接続について

26農振第 154 号
平成26年4月28日

三重県農林水産部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

集落接続事業における「居住する者」の解釈について（回答）

平成26年2月19日付け農林水第12-601号をもって照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第33条第4号の規定は、集落の通常の実展の範囲内で集落を核として滲み出し的に行われる農地転用については、第1種農地であってもこれを認め、集落の安定的な維持・発展については地域の農業の振興につなげることを趣旨とする規定である。
- 2 当該既定の「周辺の地域において居住する者」は、法令上、当該集落内やその周辺に居住する自然人であると解される。
ただし、それらの者にとって日常生活上又は業務上必要な店舗や事務所等の施設を法人が主体となって整備することは可能であるとする。
- 3 なお、その場合であっても、集落の通常の実展の範囲内とは言えない大規模な工場等については、本規定の趣旨にはなじまないことに留意し、適正に運用していただきたい。

(7) 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

制定 平成 31 年 3 月 29 日 30 農振第 4002 号
改正 令和 2 年 4 月 1 日 元農振第 3698 号

三重県知事 殿

農林水産省農村振興局長

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地の造成（その処分を含む）のみを目的とする農地転用については、当該土地を最終的に住宅の用に供することが確実に認められないことから、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 47 条第 5 号及び第 57 条第 5 号において、原則として、これを認めないこととされているところである。

しかしながら、近年、住宅について、そのデザイン、家族構成を踏まえた間取り等のニーズが多様化し、建築条件付売買（自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者をいう。）との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件に当該土地を売買することをいう。）が増加しているところである。

このような状況を踏まえ、今般、別紙のとおり建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領を定めたので、今後は、次の各通知によるほか、同要領に御留意の上、農地転用許可制度の適正な運用をお願いする。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。

また、本取扱いについては、国土交通省及び法務省と協議済みであるとともに、関係団体に周知することを申し添える。

おって、別途、農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについては、担当課長から周知する。

- 農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知）
- 「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
- 農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務に関し、「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）第 2 の 1 の（2）のアの（ク）の特例を定めるものとする。

2 定義

この要領において使用する用語は 農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

建築条件付売買予定地	自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己又は自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地
特定建築条件付売買予定地	建築条件付売買予定地であって、3 の（1）から（3）までの要件を全て満たすことが確実に認めて許可されたもの
建築業者	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者
土地購入者	農地転用事業者から建築条件付売買により土地を購入し、住宅を建設する者
農地転用許可権者	都道府県知事又は指定市町村の長
建築確認	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認

3 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い

建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受けようとする場合であって、次の要件を全て満たすことが確実に認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うものとする。

- （1）当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。（2）において同じ。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね 3 月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。
- （2）（1）の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、（1）の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。
- （3）農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかつた残余の土地に自ら住宅を建設すること。

4 農地転用許可申請

特定建築条件付売買予定地とするための農地転用許可申請に当たっては、次に留意するものとする。

- （1）当該許可申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、3 の（1）から（3）までの事項を記載するものとする。
- （2）当該許可申請書には、次の書類を添付するものとする。
 - ア 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「則」という）第 30 条第 3 号又は第 4 号の書類として、当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面等（3 の（3）の状況となった場合において必要となるものを含む）

イ 則第 30 条第 7 号又は第 57 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「その他参考となるべき書類」として、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案

(3) (2) のアの「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、当該事業を実施する地域及びその近傍の条件が類似する地域における住宅及び宅地の販売状況やニーズ、当該農地転用事業者のこれらの販売の実績及び計画等からみて、販売することが確実と認められる土地の区画については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。

また、販売することが確実な土地の区画か否かを個々に判断する方法に代えて、農地転用許可権者が過去の販売実績等から一定の割合をあらかじめ定めておき、土地の区画のうち当該割合に相当する部分については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。この場合の「過去の販売実績」とは、例えば申請に係る土地の近傍の条件が類似する土地の過去 5 か年における販売実績のうち、最も低い年のものとするなどと考えられる。

5 農地転用許可の判断等

(1) 農地転用許可権者は、特定建築条件付売買予定地に供するための農地転用許可申請があった場合には、農地転用許可をし得るものとする。ただし、農地転用事業者について、これまでに、次に掲げる事実があることその他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘案した上で、当該土地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断されるときは、3 を適用しないこととすることができるものとする。

ア 農地転用許可に付した条件を履行しなかったこと。

イ 住宅等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売したこと。

ウ 関係法令を遵守しなかったこと。

(2) 農地転用許可権者が発行する許可指令書については、転用事由が特定建築条件付土地とするための農地転用であることを明記すること。

6 農地転用許可に付ける条件

特定建築条件付土地に係る農地転用許可について、法第 4 条第 7 項又は法第 5 条第 3 項において準用する法第 3 条第 5 項の規定に基づき付ける条件は、農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官通知。）及び農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の定めによるほか、次のとおりとする。

(1) 許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、当該許可の日から 3 月後及び 1 年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

(2) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

7 農地転用許可後の措置

特定建築条件付土地に係る転用事業について、農地転用許可権者は、住宅が建設されるまでの間、農地転用許可に付した条件の履行状況を確認する必要がある。

このため、6 の (1) の報告の際に、①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡しの状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等についても併せて確認すること。